



## 取り付けていますか？ 住宅用火災警報器

全ての**寝室**と**階段**（2階に寝室がある場合）に必要です。  
正しい場所に設置されているか確認してください。

# 消防だより

今年の出動など(累計)

有田川町消防本部	52,595	50	2,677
吉備金屋消防署	52,595	0	
清水消防署	25,124	3	2
救急センター	073,426	119	9

（平成31年2月28日現在）

## 救急車の適正利用

近年、救急車の出動件数は増加し、昨年は過去最高の出動件数（1398件）となりました。

救急車で搬送された人の約45%が、入院を必要としない軽症です。

### 皆さまへのお願い

- ・急病以外は、なるべく医療機関の通常の診療時間内に受診しましょう。
- ・身近な診療所などの医師である「かかりつけ医」を持ちましょう。
- ・救急車を正しく利用し、緊急性の低い場合の利用は避けましょう。



・休日、比較的軽微な症状の場合は、地域の休日急患診療所などを利用しましょう。

### 救急医療情報センター

「救急車を呼ぶほどでもなく、かかりつけのお医者さんが不在で、どこに行けばよいか分からない」。こんな時、和歌山県救急医療情報センター（☎073・426・1199）では、24時間体制で最寄りの医療機関の紹介を行っています。

## 野焼きは禁止です

日常の少しばかりのごみだと思っても、ドラム缶などで焼却することは法律で禁止されています。ただし、野焼き禁止の例外として、**農林業を営むためにやむを得ず稲わら・せん定枝・伐採した枝などを焼却すること**が認められることがあります。

毎年、せん定枝などの焼却による野焼きが原因で、下草や田畑が燃える火災が発生しています。せん定枝の焼却などにより多量の煙が発生する場合は「火災とまぎらわしい煙等を発する恐れのある行為の届出」を消防署に提出してください。

## 10月1日から 火を使用する全ての飲食店で 消火器の設置が義務化

平成28年12月22日に発生した新潟県糸魚川市大規模火災に鑑み、飲食店などにおける初期消火を確実に実施し、火災の拡大を防止するため、火を使用するすべての飲食店に消火器の設置が義務化されます。ただし、次のいずれかに該当する場合は、消火器の設置義務が免除されます。

- ・火を使用する設備または器具を設けていない場合（IHコンロのみを使用する場合）
- ・火を使用する設備または器具すべてに調理油過熱防止装置（センサーなど）を設けた場合
- ・火を使用する設備または器具に自動消火装置を設けた場合
- ・カセットコンロ（圧力感知安全装置が設置されている）のみで調理を行う場合

## 全国防火ポスターコンクール佳作・有田川町防火ポスターコンクール最優秀賞

林 瑠那さん（藤並小学校6年）

## 有田川町防火ポスターコンクール優秀賞

砂子 陽輝さん（石垣小学校6年）



本コンクールは、生活協働組合 全日本消防人共済会が募集しているものです。平成30年度全国統一防火標語「忘れてない？ サイフにスマホに 火の確認」にあわせて、子どもたちが火災予防についての意見や考え方をイメージし、絵画として表現することで正しい火の取り扱いを考え、火遊びや火災の防止に努めるとともに、防火に関する意識を高めることを目的としています。

